

27 長第 634 号
平成 27 年 10 月 23 日

介護保険サービス事業所の管理者
高齢者福祉施設の管理者 様

愛媛県保健福祉部長
(公 印 省 略)

介護職員等による喀痰吸引等の取扱いについて

このことについては、平成 24 年 4 月 1 日から社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、一定の研修を受けた介護職員等が、一定の条件のもとに喀痰吸引等を実施することとされ、その取扱いについては平成 24 年 3 月 29 日付けで厚生労働省から通知されているところです。

しかしながら、今般、他県の有料老人ホームにおいて上記研修を受けていない介護職員による喀痰吸引等の行為が発覚し、その施設長や介護職員が医師法、社会福祉士及び介護福祉士法違反などの疑いで書類送検される事案が発生しました。

このような行為は施設の利用者に対し不利益をもたらすだけでなく、介護サービス全体に対する県民の信頼を著しく失墜させるものであります。

各介護サービス事業者におかれましては、喀痰吸引等が本来医行為であり、介護職員等が喀痰吸引等を行うには一定の研修を修了し、一定の条件のもとで行う必要があることを再認識していただき、適法かつ安全な実施を徹底してください。

なお、県としては、介護職員等による喀痰吸引等に関して法令違反が疑われる場合は、速やかに警察等への情報提供を行うなど厳正に対処することとしています。

おって、当該通知及び参考資料等については、県ホームページに掲載いたしますので申し添えます。

【愛媛県 HP】

(介護職員による喀痰吸引等の取扱いについて)

<http://10.67.42.154/cms8341/h20400/kaigohoken/jigyou/jouhou/tankyuintoriatukai.html>

(介護職員等による喀痰吸引等の実施に係る制度について)

http://www.pref.ehime.jp/h20400/kaigohoken/jigyou/jouhou/h240221_tankyuin.html

(検索方法)

「ホーム」 > 「健康・医療・福祉」 > 「高齢者福祉」 > 「サービス事業者」 > 「介護サービス事業者の方へ」 > 愛媛県通知関係「介護職員による喀痰吸引等の取扱いについて」、各種お知らせ「介護職員等による喀痰吸引等の実施に係る制度について」